補助金制度のあらまし

修理・修景基準（3ページ参照）に適合する修理や改修、新築等の場合には、その経費に対する補助制度があります。

そのほか、市は専門家と相談し、住宅の改善や外部の設計、工事費の算定等技術的なアドバイスを行います。

●経費の補助を受ける場合の留意点

・市は予算の範囲内で補助を実施するため、補助を受けられる場合は、必ず事前に余裕を持ってご相談ください。件数が重なると翌年度以降になる場合があります。

・原則として申し込まれた順番で補助しますが、緊急等状況に応じて順番は前後する場合があります。

●補助金の額

事業の種類	補助内容	補助率	限度額
1. 伝統的建造物	a. 外観を修理基準により修理するのに要する経費	8／10	600万円
	b. 構造耐力上、必要な部分の補修及び補強に要する経費 耐震性等、防災性能の向上に要する経費	8／10	200万円
2. 伝統的建造物以外の建築物等	a. 新築、増築、移転、修理、色彩の変更等で外観を修景基準により修景するのに要する経費。 なお、外観の修景にともない、耐震性等防災性能の向上に要する経費を含ませることができる。	7／10	500万円
3. 環境の整備	a. 環境物件（水路、斜面形状）の復旧に要する経費	8／10	200万円
	b. 修理、修景にともなう（外構・石段・土間等）の整備	7／10	200万円
4. 建物の公開及び伝建地区の保存に寄与する住民団体活動等に要する経費		5／10	50万円

歴史的町並み保存についてのお問い合わせは

富田林市教育委員会生涯学習部文化財課

〒584−8511　富田林市常盤町1番1号　ＴＥＬ：0721 − 25 − 1000（内線 496）

伝統的建造物群保存地区制度概要

（平成9年3月31日施行）
（平成30年3月31日区域変更）

下記の範囲において、建築物等の新築、増築、改築、移転又は除却等にあたっては、市の許可が必要です。計画の段階で事前にご相談ください。

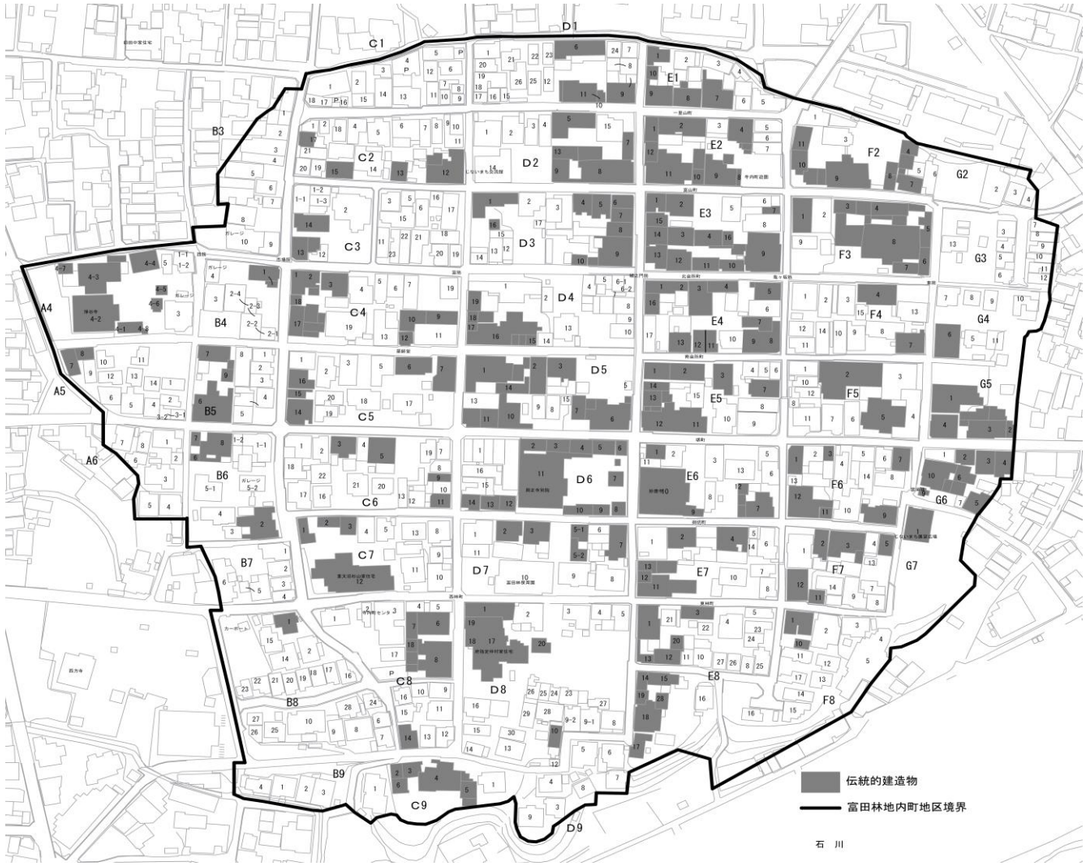

許可等の手続きの流れ

伝統的建造物群保存地区では通常道路から見える建物の外観を変更（新築、増築、改築、模様替え等）するときは、市に申請して許可を得てから実施することになります。

なお、内部の改装や見えない部分の変更には、許可を受ける必要はありません。

★ 届出先　⇒　富田林市教育委員会生涯学習部文化財課　富田林市役所4階
TEL：0721-25-1000（内線496）

※建築確認申請を行う前に許可申請を行ってください。

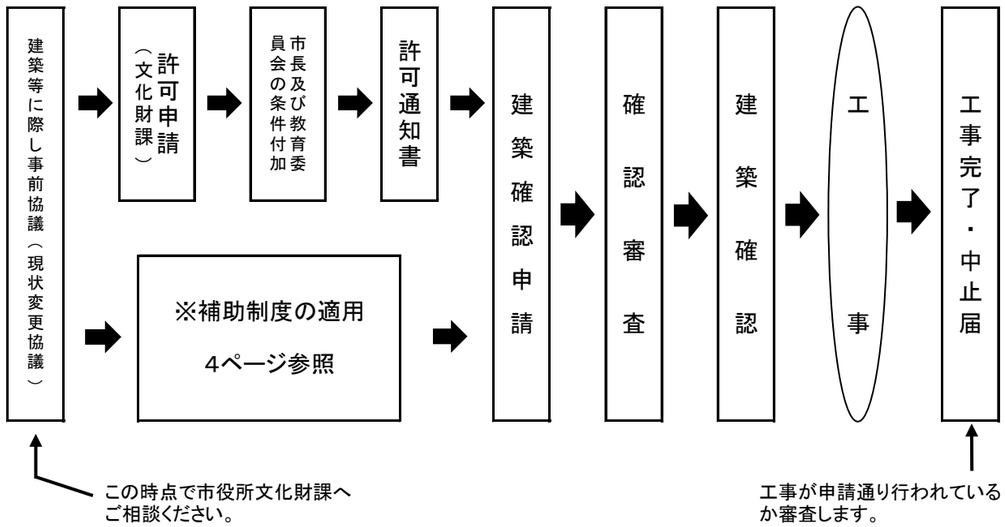

●申請書と添付書類

・現状変更行為許可申請書　(1)　位置図　（1／1000以上）
(2)　配置図　（1／200以上）
(3)　設計図　（1／100以上）　及び仕様書
(4)　現況カラー写真
(5)　その他必要な書類

・完了・中止届

建築許可の基準

伝統的建造物群保存地区に係る基準

項目			許可基準	修景基準	修理基準
建築物	位置・規模	建築物の配置	現在の町並みを形成している敷地の形状を維持し、原則として、間口を細分化しない。 建築物の外壁、又はこれに代わる柱等の位置については、伝統的な町並みの壁面線を維持して建てる。 建物が面しない町並み壁面線には、伝統的町並みと調和した塀、又は垣を設ける。		伝統的建造物については、通常望見される外観を維持するため、原則として現状修理、又は復原修理とする。
		高さ	2階建以下とする。やむをえず3階建とする場合は、3階部分は道路より後退して建て、2階建の町並みの連続性を保全する。全高は10m以下とし、軒線は付近の軒線と調和のとれたものとする。	2階建以下とする。	
	構造		主要構造は、原則として木造とする。 ただし、用途等によりやむをえず他の構造とする場合は、外部意匠を考慮し、伝統的町並みと調和をはかる。		
	外部意匠	屋根・ひさし	切妻平入り、又は入母屋平入りとする。ただし、建築物の位置等により伝統的町並みと調和するものはこの限りでない。 屋根勾配は概ね4.5～5.5寸とし、1階と2階の分節には建物と調和したひさしを設けること。葺き材料は日本瓦（いぶし銀又は黒色つや消し）銅板等を使用し、伝統的町並みと調和のとれたものとする。	伝統的町家様式とする。	
		軒裏	軒裏は化粧垂木、又は伝統的町家様式と調和したものとする。	伝統的町家様式とする。	
		外壁	伝統的町並みと調和のとれたものとする。色彩は白を基調とする。	伝統的町家様式とする。	
		開口部	位置及び形態は、建物全体の外観と調和すること。 建具の色彩は、木製については生地仕上げ又は茶褐色系統、アルミ製等は黒褐色系統とする。必要と思われる箇所には、木製格子をつける。	伝統的町家様式とする。 建具は原則として木製とし、やむをえず金属製とする場合は、伝統的な格子をつける。色彩は許可基準と同じ。	
		樋	銅製、又は伝統的町並みに調和したものとする。		
		外部土間	たたき、石敷又はこれらに類し、伝統的町並みに調和したものとする。		
		駐車場・車庫	駐車場を設ける場合は、塀、垣等で外部から見えないようにし、歴史的景観を損なわないように配慮する。 車庫は、蔵、町家のデザインを応用し、伝統的町並みに調和したものとする。		伝統的町並みと調和したもの。
		店舗	店舗デザインは伝統的町並みに調和したものとする。		
	工作物	門塀	ブロック・金属製の使用はさけ、周囲の町並みに調和したものとする。	伝統的町家様式とする。	
		屋外広告物	自家用以外の広告物は設けない。 掲出数は必要最小限とし、大きさ・色彩等については、周囲の景観に調和したものとする。原則として、1階のひさし線より低くし、建物より前に設置しない。		
		建築設備等	通常望見される位置には、露出しないように配慮する。露出した既存の建築設備の場合は、周囲の景観と調和のとれるよう、色彩、囲い等配慮する。		
	その他	緑化等	敷地内の空地や垣等は歴史的風致を考慮した緑化を推進する。		